

ブリッジ Bridge 5月号

トレンドニュース(令和8年3月分)

◆ 大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.12倍(前月比0.02P低下)

「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」

◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:8,579人と前年同月比14.0%減少。

新規求職申込件数:1,845人と前年同月比11.8%増加。

⇒新規求職者が増加に転じました。人材確保には是非ハローワークをご利用ください。

◆ ~STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン(職場における熱中症予防対策)を実施します。~

厚生労働省では、熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、関係団体等との連携の下、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。キャンペーン期間は、令和8年5月1日から9月30日です。なお、令和8年7月を重点取組期間としています。

目次

《お知らせ情報》

◆「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン実施中です。

(令和8年4月1日~7月31日)

◆「求人者マイページ」の機能が変わります

◆雇用管理に助成金を活用しませんか？

◆キャリアアップ助成金のご案内

◆両立支援等助成金のご案内

《賃金情報等》

・ハローワーク大阪東の求人・求職状況 ・職業別有効求人倍率表(フルタイム・パートタイム)

・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)

・中途採用者採用時賃金情報(令和8年1月~3月)

・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36

ピップビル1~3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



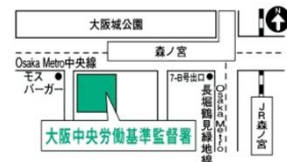
大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10

(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

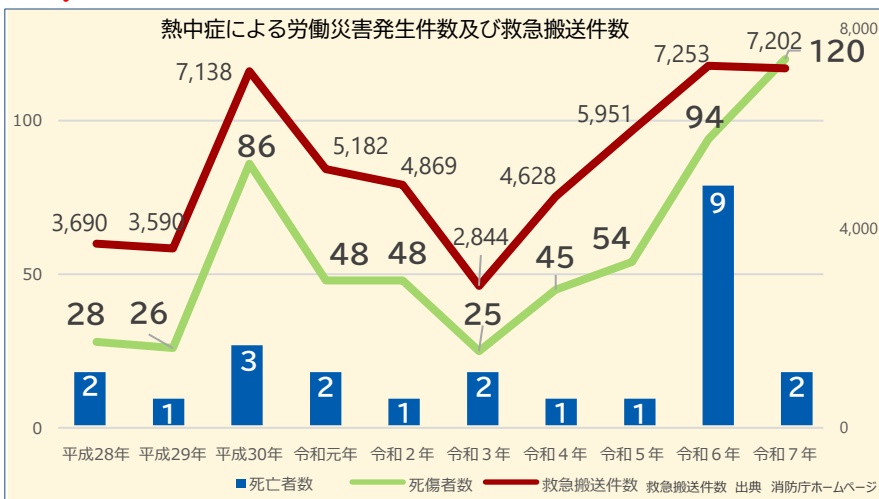
安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



— 職場における熱中症による死亡者ゼロを目指して —

死亡ゼロに

熱中症を予防しよう!



大阪府内では、令和7年の職場における熱中症による休業4日以上**の死傷者数が100人を超え** そのうち**2人**がお亡くなりになっています。

また、この10年間では、**24人**の方が職場において熱中症によってお亡くなりになっています。

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい、こむらがり等の症状や重症では**死にいたる**こともあります。

大阪労働局では、労働災害防止団体などと連携して、職場における熱中症の予防のために

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

キャンペーン期間：5月～9月（重点取組期間7月）



キャンペーン
実施要項

を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、**熱中症予防対策に取り組みましょう!**

なお、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」については、期間ごとの実施事項に重点的に取り組むことに加え、熱中症による死亡者を出さないために、少しでも異変を感じたら**医療機関へ運ぶまでは一人きりにしない**といった適切な措置を講じるようお願いいたします。

重篤化防止措置

「**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業を行わせる場合は、「**報告体制の整備**」、重篤化防止のための「**手順作成**」、それぞれの「**関係者への周知**」について、あらかじめ措置しなければなりません。

暑さ指数とは

WBGTとも呼ばれ、気温に加え、湿度、風速、放射熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数で、熱中症警戒アラートなど熱中症予防に幅広く利用されています。

異常時の対応

熱中症は、短時間で容体が急変します。あらかじめ、近くの医療機関の場所を確認しておき、本人や周りが少しでも異変を感じた時には**すぐに医療機関へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

環境省 【熱中症（特別）警戒アラート】

近年、熱中症による救急搬送人員、死亡者数が高い水準で推移していることから、環境省と気象庁は令和3年度から「熱中症（特別）警戒アラート」を全国で運用しています。熱中症（特別）警戒アラートは、暑さ指数（WBGT）に基づき、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報です。令和8年度については、**4月22日から配信予定です。**

〈配信サービス〉

- ・個人向けメール配信サービス：熱中症警戒アラート等
- ・個人向けメール配信サービス：暑さ指数（WBGT）
- ・事業者向け電子情報提供サービス：暑さ指数（WBGT）
- ・「環境省」LINE公式アカウント：熱中症警戒アラートや暑さ指数をお知らせ



環境省
熱中症予防情報
サイト

キャンペーン期間（5月～9月）

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> ブレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の作業者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を確認するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置 【一人きりにしない】	あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底 少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応 ※必ず一旦作業を離れ、 全身を濡らして送風すること などにより身体を冷却 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間（7月1日～7月31日）

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請**

厚生労働省は働く人の熱中症を防止するためのポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」

を運営しています

教育用教材として動画コンテンツや 万一の際の救急措置等の要点が記載された「熱中症応急手当カード」などを活用し熱中症予防を積極的に取り組みましょう



事業主のみなさんへ

Let's Check!

アルバイトを雇うときの
ポイントをチェックしてみよう!

確かめよう!
アルバイトの
労働条件



くらし・はたらきマエストロ
たしかめたん

学生・生徒をアルバイトとして雇用する際は次のことをご確認ください。

書面で労働条件を明示しましょう。

学業とアルバイトの両立に配慮したシフトを組みましょう。

シフト制のアルバイトに対しても休憩時間や年次有給休暇をきちんと与える必要があります。

最低賃金額を遵守し、適切に賃金を支払いましょう。

商品を強制的に購入させることはできません。

遅刻や欠勤、器物の破損等に対して、一定額の罰金を定める契約はできません。

01 書面で労働条件を明示しましょう。

- トラブル防止のためにも、労働条件通知書（雇用契約書）などの書面を交付し、「始業・終業時刻」や「休日」などを明示する必要があります。
- 労働者が希望した場合には、メール等（印刷できるもの）で明示することもできます。



労働条件通知書の
モデル様式はこちら！

02 学業とアルバイトの両立に配慮したシフトを組みましょう。

- 学生・生徒は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整える必要があります。
- 使用者が一方向的にシフトを決めることは望ましくありません。「シフト制留意事項」を参考に、シフトの作成や変更等のルールを定めましょう。



シフト制留意事項

03 シフト制のアルバイトに対しても休憩時間や年次有給休暇をきちんと与える必要があります。

- アルバイトに対しても45分または1時間の休憩時間を与える必要があります。
 - ・勤務時間が6時間を超える場合には少なくとも45分
 - ・勤務時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間
- シフト制のアルバイトであっても、①6か月間継続して勤務し、②全労働日の8割以上出勤しているという要件を満たす場合には、年次有給休暇を付与する必要があります。
- 原則として、労働者が請求する時季に年次有給休暇を取得させる必要があります。



働き方・休み方改善
ポータルサイト | 事業主の方へ

04 最低賃金額を遵守し、適切に賃金を支払しましょう。

- アルバイトに対しても、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適切に把握する必要があります。
- 賃金は、都道府県ごとに定められた最低賃金額以上の金額を支払う必要があります。
- 業務に必要な準備や片付けを行った時間、研修・教育訓練を受講した時間に対しても、賃金を支払う必要があります。
- 予定した時間を超えて働いた場合には、残業代などその分の賃金を支払う必要があります。



地域別最低賃金
の全国一覧

05 商品を強制的に購入させることはできません。

- アルバイトに商品を強制的に購入させる売買契約は、公序良俗に反して無効となり、また不法行為として使用者の損害賠償責任が認められる可能性があります。



商品の買取強要の問題点

06 遅刻や欠勤、器物の破損等に対して、一定額の罰金を定める契約はできません。

- 遅刻や欠勤などにあらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。
- 規律違反行為への制裁として、無制限に減給することはできません。

ご不明点は、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ

総合労働相談コーナー

※全国378か所で相談を受け付けております
※4月～7月に若者相談コーナーを開設します



こちらで詳しく解説しています！

アルバイトを雇う際に 知っておきたいポイント



平日夜間・土日祝日の相談は

労働条件相談ほっとラインへ！

※キャンペーン期間に関わらず、いつでもご相談可能です

☎ 0120-811-610 **相談無料**

月～金：17時～22時 土・日・祝日：9時～21時

「求人者マイページ」の機能が変わります

「求人者マイページ」とは

求人者マイページは、ハローワークインターネットサービス※から開設することができ、求人サービスをオンライン上で受けられる事業者向けの専用ページです。機能が追加されましたので、ぜひ、ご活用をご検討ください

※ハローワークインターネットサービスについては裏面をご覧ください

ポイント1 求人者マイページに有効中求人更新予約機能が追加されました

この機能の追加に伴い、「有効期限延長の申込み」は廃止されます。

- 1 求人者マイページのホーム画面から「有効中求人更新予約」をクリックしてください。
※紹介期限日が14日以内の求人がない場合、「有効中求人更新予約」は表示されません。



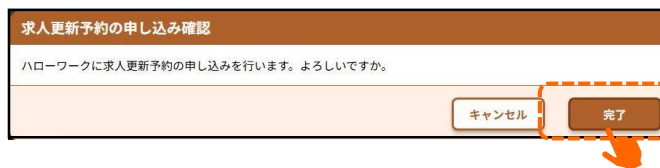
- 2 「有効中求人情報編集」画面で「更新予約が可能な求人一覧」が表示されます。更新する場合は「この求人更新予約を登録」をクリックしてください。



- 3 「更新求人情報編集」画面が表示されます。この画面中の「求人更新予約を申込」をクリックしてください。



- 4 「求人更新予約の申し込み確認」画面で「完了」をクリックしてください。



- 5 「求人情報変更の申し込み完了」画面が表示されます。申し込みが完了すると、求人更新予約の申し込み完了メッセージがメールで届きます。ハローワークで内容を確認の上、求人更新が行われます。

注意

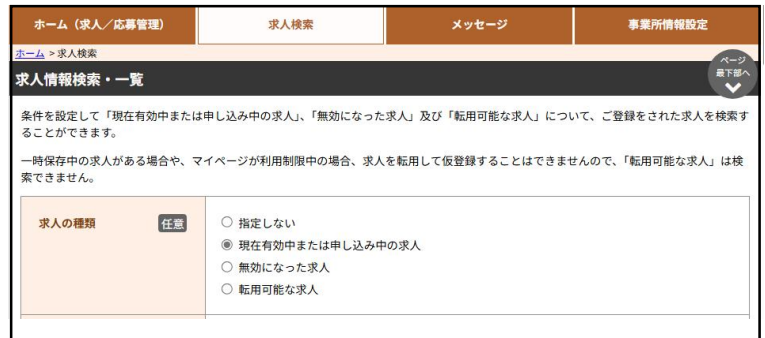
- ・ 求人更新予約の申し込み後の更新予約申し込み取り消しについて
更新予約の申し込み後、更新予約が不要となり削除したい場合や更新予約の内容を変更したい場合は、管轄のハローワークにお問い合わせください。
- ・ 求人更新予約の申し込み中の求人情報について
更新予約の申し込みが承認された求人情報に対して、求人編集、求人取り消しの申し込みまたは紹介保留の申し込みをすると、更新予約の申し込みが無効になります。更新予約の申し込みが必要な場合は、再度求人更新予約の申し込みをしてください。
ただし、更新元求人の有効期限最終日の19時15分を過ぎると、上記の申し込みをしても更新予約の申し込みは無効になりません。

ポイント2

求人者マイページで自社の過去求人検索機能が追加されました



求人者マイページホームの「求人検索ボタン」をクリックすると、「求人情報検索・一覧」画面が表示されます。



「現在有効中または申し込み中の求人」「無効になった求人」「転用可能な求人」など、自社の過去求人を検索することが可能です。

ポイント3

事業所情報に動画URLが添付できるようになりました

事業者画像情報に動画URLを登録できるようになりました。

事業所PR動画のURLを登録や編集をご希望の場合はハローワークに直接ご相談ください。

注意

PR動画のURLは求人者マイページから登録や編集をすることはできません。



(イメージ)

「求人者マイページ」はハローワークインターネットサービスから開設できます

インターネットに接続できる環境が必要です。
スマートフォンからも利用できます。

求人者の方は「事業主の方」のメニューをご利用ください。



ハローワークインターネットサービス 検索

ハローワークインターネットサービス



ハローワークインターネットサービスやマイページの操作方法に関するお問い合わせ

電話:0570-077450

受付日時:月曜～金曜 9:30～18:00(年末年始、祝日除く)

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。また、ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

メール:helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

求人者マイページ
利用者マニュアル



求人の申し込みは事業所所在地を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

全国のハローワーク
所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



雇用管理に助成金を活用しませんか？

人材確保等支援助成金 雇用管理制度・雇用環境整備助成コースのご案内

このコースは、事業主が雇用管理制度や業務負担軽減機器等（労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等）の導入など雇用管理の改善を行い、離職率低下の目標などを達成した場合に最大230万円（賃金要件を満たした場合は最大325万円）を助成する制度です。

助成内容および助成額

導入が必要なメニュー		助成額・助成率 （※1）	上限額（※1・2）
A 雇用管理制度の導入	a 賃金規定制度（※4） （賃金表の整備）	40万円 （50万円）	80万円 （100万円）
	b 諸手当等制度 （資格手当などの導入）		
	c 人事評価制度 （人事評価制度の導入）		
	d 職場活性化制度 （メンター制度等の導入）	20万円 （25万円）	
	e 健康づくり制度 （人間ドックの実施）		
B 業務負担軽減機器等の導入 （労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等の導入）		対象経費の 1/2 （62.5/100又は 75/100）	150万円 （187.5万円又は 225万円）（※3）

具体的な活用事例

① 賃金要件加算なし

諸手当等制度（40万円）＋ 職場活性化制度（20万円）
＋ 健康づくり制度（20万円）

合計80万円

② 賃金要件加算あり（7%以上の賃上げの場合）

賃金規定制度（50万円）＋ 諸手当等制度（50万円）
＋ 雇用環境整備（対象経費の1/2（上限225万円））

合計325万円

（※1）括弧内の金額は、賃金要件（3%以上、5%以上又は7%以上）を満たした場合の助成額又は助成率。なお、賃金要件（3%以上）については別途一定の要件を満たす必要がある。また、賃金要件（7%以上）は業務負担軽減機器等の導入に限る。

（※2）上限額は、複数の雇用管理制度又は業務負担軽減機器等を導入した際の助成上限額

（※3）助成率が対象経費の62.5/100である場合の上限額は187.5万円、対象経費の75/100である場合の上限額は225万円

（※4）「a 賃金規定制度」は中小企業が対象

支給までの流れ

① 雇用管理制度等整備計画を策定

提出期間内に本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出・認定

② 雇用管理制度または業務負担軽減機器等の導入・実施

雇用管理制度等整備計画の実施期間内に導入・実施

③ 離職率の低下目標を達成

雇用管理制度等整備計画期間の末日の翌日から12か月経過するまでの期間の離職率が、目標値を達成していること

④ 助成金の支給(最大230万円)

賃金要件を満たした場合は最大325万円の支給

申請・お問い合わせ先

詳しい支給要件、手続きなどの詳細について、ご不明な点は、以下を参考にしてください。最寄りの都道府県労働局までお問い合わせください。

助成金の詳細

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292_00005.html



助成金のお問い合わせ先・申請先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html



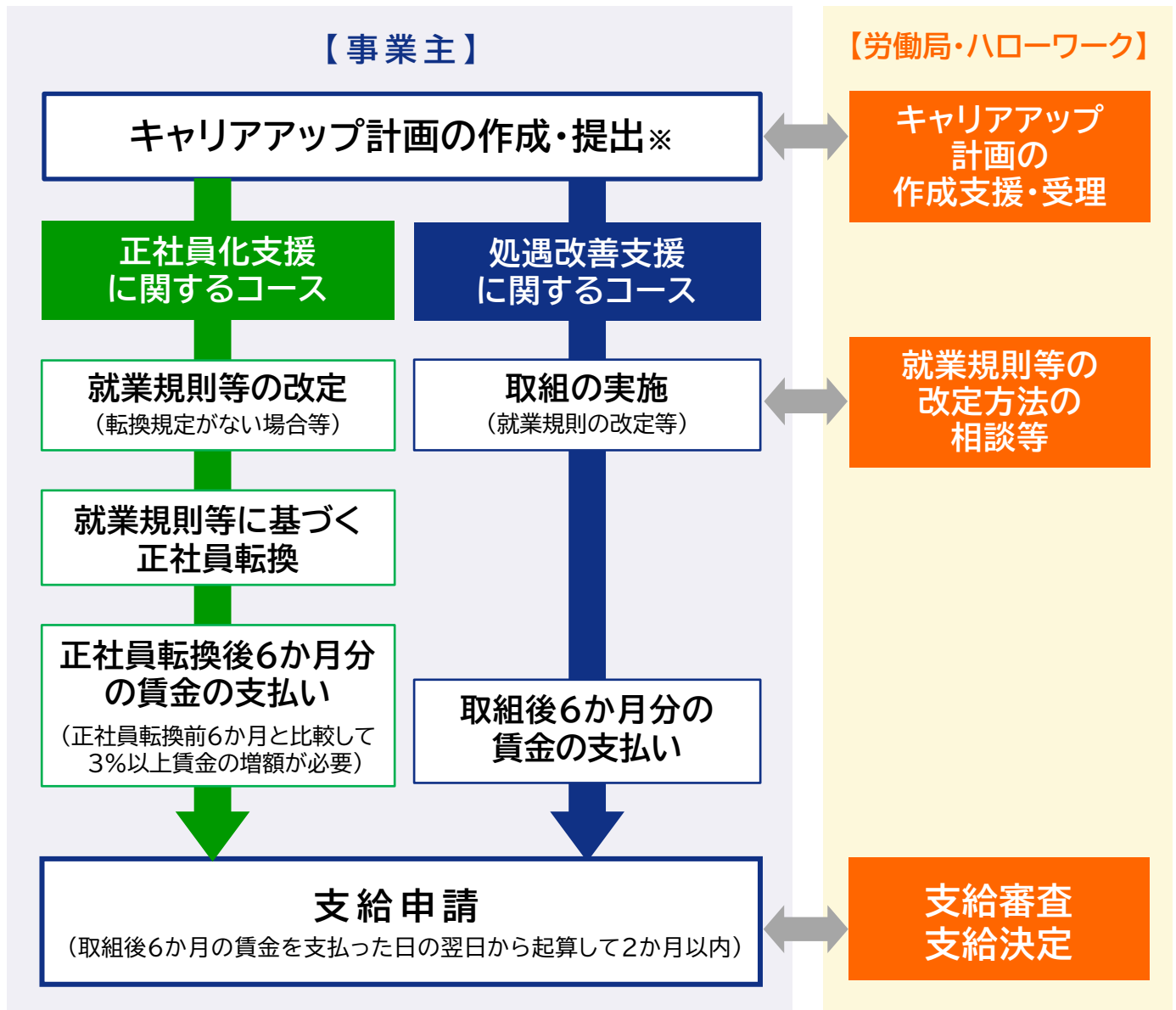
キャリアアップ助成金のご案内(令和8年4月8日)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者(以下「有期雇用労働者等」といいます。)といった、**非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		中小企業の助成額		大企業の助成額			
		重点支援対象者★	左記以外	重点支援対象者★	左記以外		
正社員化コース	有期雇用労働者等を正社員化(※)した場合(1人当たり) ※ 正規雇用労働者等へ転換または派遣労働者を正規雇用労働者等として直接雇用すること。 正規雇用労働者には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含みます。 ※ 新規学卒者で雇入れ日から起算して雇用期間が1年未満の者については支給対象外となります。	①有期 → 正規	80万円	40万円	60万円	30万円	
		②無期 → 正規	40万円	20万円	30万円	15万円	
		★ 以下a～cのいずれかに該当する者 a.雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b.雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c.派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) ※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算(注:勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上) 1事業所当たり40万円(大企業の場合、30万円) ※ 正規雇用労働者への転換等に係る所定の情報を自ら管理するウェブサイトまたは職場情報総合サイト(しょくばらぼ)に公表した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円)					
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合(1人当たり) ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含みます。	① 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合					
		有期 → 正規	120万円		90万円		
		有期 → 無期	60万円		45万円		
		無期 → 正規	60万円		45万円		
		② 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者以外の場合					
		有期 → 正規	90万円		67.5万円		
有期 → 無期	45万円		33万円				
無期 → 正規	45万円		33万円				
		※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。					
賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合(1人当たり)	3%以上4%未満	4万円		2.6万円		
		4%以上5%未満	5万円		3.3万円		
		5%以上6%未満	6.5万円		4.3万円		
		6%以上	7万円		4.6万円		
		※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) ※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円)					
処遇改善支援	賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	60万円		45万円	
	賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合	1事業所当たり	40万円		30万円	
	※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円(大企業の場合、12.6万円)						
短時間労働者労働時間延長支援コース	(1年目の取組) 短時間労働者に右の①～④のいずれかの取組を行った場合(1人当たり) (2年目の取組) 1年目の取組後、短時間労働者に右の①②のいずれかの取組を行った場合(1人当たり)	1年目	労働時間の延長	賃金の増加	小規模企業	中小企業	大企業
			①5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
			②4時間以上5時間未満	5%以上			
			③3時間以上4時間未満	10%以上			
		④2時間以上3時間未満	15%以上				
		2年目	①労働時間をさらに2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	②基本給をさらに5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用						

キャリアアップ助成金申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。



※ 計画の提出(支給申請)は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。

- 支給要件の詳細や助成上限(人数・回数等)については、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。パンフレット、申請様式、Q&A等も掲載しています。
- 正社員化コース、障害者正社員化コースは、各支給対象期の取組を講じた場合の合計金額です。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください

キャリアアップ助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

厚生労働省
キャリアアップ助成金



2026(令和8)年度 両立支援等助成金のご案内

仕事と育児・介護等を両立できる職場環境づくりのために、
以下の取組を行った事業主の皆さまを応援します！

- 男性の育児休業取得促進 >>> 1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)
- 仕事と介護の両立支援 >>> 2 介護離職防止支援コース
- 円滑な育児休業取得支援 >>> 3 育児休業等支援コース
- 業務代替者への手当支給等 >>> 4 育休中等業務代替支援コース
- 育児期の柔軟な働き方整備 >>> 5 柔軟な働き方選択制度等支援コース
- 仕事と不妊治療等の両立支援 >>> 6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)



男性の育休取得促進にむけて

育児休業を取得しやすい雇用環境整備などを行い、男性労働者が育児休業を取得した場合に受給できる助成金です。

	種別	要件	支給額
①	男性労働者の育児休業取得	対象労働者が子の出生後、8週以内に育休開始	1人目 20万円 2・3人目 10万円
②	男性労働者の育児休業取得率の上昇等	育休取得率が30%以上UP & 50%達成 等	60万円

※男性労働者の育児休業取得率の上昇等は1事業主につき1回限りの支給です。
 ※男性労働者の育児休業取得率の上昇等申請後の男性労働者の育児休業取得申請および同一年度内に両方の申請はできません。
 ※男性労働者の育児休業取得の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース(育休取得時等)との併給はできません。

おもな要件

① 男性労働者の育児休業取得

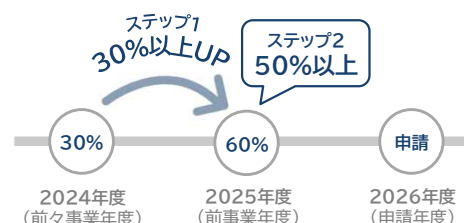
- 育児・介護休業法等に定める雇用環境整備の措置を複数実施 ★1
- 育児休業取得者の業務代替者の業務見直しに係る規定等を策定し、業務体制の整備を実施 ★2
- 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する一定日数以上(※)の育児休業を取得
 ※1人目:5日以上、2人目:10日以上、3人目:14日以上



② 男性労働者の育児休業取得率の上昇等

- ★1および★2の実施
- 以下のいずれかを達成
 - A 申請年度の前事業年度の男性労働者の育休取得率が、前々事業年度と比較して30%以上UP & 育休取得率50%以上(※)
 - B 申請年度の前々事業年度で子が出生した男性労働者が5人未満かつ申請前事業年度と前々事業年度の男性労働者の育休取得率が連続70%以上

(※)Aの達成から申請までのイメージ



2 介護離職防止支援コース

労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が介護休業を取得した場合や、介護両立支援制度を利用した場合、介護休暇制度を有給化し労働者が利用した場合などに受給できる助成金です。

	種別		要件	支給額(※)
①	介護休業		対象労働者が介護休業を取得&職場復帰	40万円
②	介護両立支援制度		A:制度を1つ導入&対象労働者が当該制度を利用	20万円
			B:制度を2つ以上導入&対象労働者が当該制度を1つ以上利用	25万円
③	業務代替支援	(1)新規雇用	介護休業取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入	20万円
		(2)手当支給等	A:介護休業取得者の業務代替者に手当を支給	5万円
			B:介護短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	3万円
④	介護休暇制度有給化支援		有給の介護休暇制度を導入し労働者が利用 \ NEW /	30万円

※①~③それぞれ、1事業主あたり5人まで、④は1事業主1回限り
※一部については制度利用期間等に応じて増額あり

おもな要件

① 介護休業

- 介護休業の取得・職場復帰支援に関する方針の社内周知 ★1
- 労働者との面談を実施し、仕事と介護の両立支援プランを作成・実施 ★2
- 対象労働者が連続5日以上介護休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用

② 介護両立支援制度

- ★1および★2の実施
- いずれかの介護両立支援制度(※)を対象労働者が一定基準以上利用し、支給申請日まで継続雇用

(※)介護両立支援制度… 時差出勤制度 / 短時間勤務制度 / 在宅勤務制度
フレックスタイム制度 / 介護サービス費用補助制度

③ 業務代替支援

(1)新規雇用

- 対象労働者が介護休業を連続5日以上取得し、業務代替要員を新規雇用または派遣受入で確保

(2)手当支給等

- 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定
- 対象労働者が介護休業を連続5日以上取得または短時間勤務制度を合計15日以上利用し、業務代替者への手当支給等

④ 介護休暇制度有給化支援

- 介護休暇制度を有給化し、利用に関する方針を社内周知
- 介護休暇制度を労働者が一定基準以上利用



3 育児休業等支援コース



円滑な育休取得・職場復帰にむけて

労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、
労働者が育児休業を取得した場合に受給できる助成金です。

	種別	支給額
①	育休取得時	30万円
②	職場復帰時	30万円

※①②とも1事業主2人まで(無期・有期1人ずつ)。

おもな要件

① 育休取得時

- 育児休業の取得・職場復帰支援に関する方針の社内周知
- 労働者との面談を実施し、育休復帰支援プランを作成・実施
- 対象労働者の育児休業(引き続き休業する場合は産前休業)の開始日の前日までに、業務の引き継ぎを実施し、対象労働者が連続3か月以上の育児休業(引き続き休業する場合は産後休業を含む)を取得

② 職場復帰時

※「①育休取得時」と同一の育児休業取得者のみ対象

- 対象労働者の育児休業中に職務や業務の情報・資料の提供を実施
- 育児休業終了前にその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録
- 対象労働者を原則として原職等に復帰させ、申請日までの間6か月以上継続雇用



4 育休中等業務代替支援コース



まわりに気兼ねなく育休を取得できるように

育児休業取得者や短時間勤務者の業務を代わりに行う労働者に手当を支給、
または代替要員を新規雇用(または派遣で受入)した場合に受給できる助成金です。

	種別	要件	支給額(※)
①	手当支給等 (育児休業)	育児休業取得者の業務代替者に 手当を支給	A 業務体制整備費:最大20万円 B 業務代替手当 :手当支給額の3/4 (最大240万円)
②	手当支給等 (短時間勤務)	短時間勤務者の業務代替者に 手当を支給	A 業務体制整備費:最大20万円 B 業務代替手当 :手当支給額の3/4 (最大108万円)
③	新規雇用 (育児休業)	育休取得者の業務代替要員を 新規雇用または派遣で受入	○最短(7日以上) : 9万円 ○最長(1年以上) : 81万円 \ NEW /

※①②のみ企業規模要件なし。

※①~③全て合わせて1年度10人まで、初回から5年間支給。その他要件あり。

おもな要件

① 手当支給等(育児休業)

- 代替業務の見直し・効率化の取組の実施 ★1
- 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定 ★2
- 対象労働者が7日以上育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への手当支給等(支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動)



② 手当支給等(短時間勤務)

- ★1および★2の実施
- 対象労働者が短時間勤務制度を1か月以上利用し、支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への手当支給等(支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動)

③ 新規雇用(育児休業)

- 育児休業を取得する労働者の代替要員を新規雇用または派遣受入で確保
- 対象労働者が7日以上育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 代替要員が育児休業中に業務を代替(業務を代替した期間に応じ、助成金支給額が変動)

5 柔軟な働き方選択制度等支援コース

柔軟な働き方選択制度を3つ以上導入した上で、対象労働者が制度を利用した場合や有給の子の看護等休暇制度を導入し、労働者が利用した場合に受給できる助成金です。

	種別	要件	支給額(※)
①	柔軟な働き方選択制度	制度を3つ導入し、対象労働者が制度を利用	20万円
		制度を4つ以上導入し、対象労働者が制度を利用	25万円
②	子の看護等休暇制度有給化支援	子の看護等休暇を有給化し、対象労働者が制度を利用	30万円

※①②ともに障害児等を養育する労働者について子が18歳になる年度末まで対象にした場合の加算あり。
※①は1事業主5人まで。②は1事業主1回限り。

おもな要件

①柔軟な働き方選択制度

- 柔軟な働き方選択制度を3つ以上導入
- 柔軟な働き方選択制度等の利用に関する方針の社内周知
- 労働者との面談を実施し、育児に係る柔軟な働き方支援プランを作成・実施
- 制度利用開始から6か月間、対象労働者が柔軟な働き方選択制度を一定基準以上利用

柔軟な働き方選択制度とは

- フレックスタイム制度、時差出勤制度
- 育児のためのテレワーク等
- 柔軟な働き方を実現するための短時間勤務制度
- 保育サービスの手配及び費用補助
- 養育両立支援休暇制度

②子の看護等休暇制度有給化支援

- 子の看護等休暇制度を有給化し、利用に関する方針を社内周知
- 有給の子の看護等休暇制度を労働者が一定基準以上利用

6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

不妊治療、月経(PMS(月経前症候群)含む。)や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組むとともに、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、それぞれに対応する両立支援制度を労働者が利用した場合に受給できる助成金です。

	支給要件	支給額
A	不妊治療のための両立支援制度を5日(回)利用	30万円
B	月経に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用	30万円
C	更年期に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用	30万円

おもな要件

- A~Cそれぞれの両立支援制度(※)、制度利用の手続きや賃金の取扱い等を就業規則等に規定(※)休暇制度/所定外労働制限制度/時差出勤制度/短時間勤務制度/フレックスタイム制度/在宅勤務等
- 労働者からの相談に対応する両立支援担当者を選任
- 対象労働者(制度利用の開始日から申請日まで雇用保険被保険者として継続雇用)がA~Cそれぞれの両立支援制度を合計5日(回)利用



両立支援等助成金の詳しい支給要件や手続き、申請期間については、厚生労働省のHPをご参照いただくか、本社等所在地を管轄する都道府県労働局(申請先)へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省 [検索](#)



※事業所内保育施設コースについては平成28(2016)年4月から新規計画の認定申請受付を停止しています。

ハローワーク大阪東の求人・求職状況

1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和8年3月	前年同月	前年同月比	令和8年3月	前年同月	前年同月比
計	8,579	9,978	▲ 14.0	61,050	65,327	▲ 6.5
建設業	488	721	▲ 32.3	4,671	4,687	▲ 0.3
製造業	736	600	22.7	4,549	4,601	▲ 1.1
情報通信業	617	649	▲ 4.9	2,225	2,584	▲ 13.9
運輸業,郵便業	187	267	▲ 30.0	4,117	4,160	▲ 1.0
卸売業,小売業	818	848	▲ 3.5	5,569	5,826	▲ 4.4
学術研究,専門・技術サービス業	603	747	▲ 19.3	1,811	2,237	▲ 19.0
宿泊業,飲食サービス業	633	1,801	▲ 64.9	6,658	9,116	▲ 27.0
生活関連サービス業,娯楽業	177	227	▲ 22.0	2,171	2,304	▲ 5.8
教育,学習支援業	153	135	13.3	876	910	▲ 3.7
医療,福祉	2,089	1,802	15.9	17,550	17,109	2.6
サービス業（他に分類されないもの）	1,476	1,508	▲ 2.1	8,245	9,001	▲ 8.4

2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和8年3月	前年同月	前年同月比	令和8年3月	前年同月	前年同月比
職業計	1,845	1,651	11.8	27,963	25,804	8.4
A 管理的職業従事者	5	9	▲ 44.4	98	93	5.4
B 専門的・技術的職業従事者	315	272	15.8	4,521	4,002	13.0
C 事務従事者	518	508	2.0	6,982	6,300	10.8
D 販売従事者	118	110	7.3	1,703	1,551	9.8
E サービス職業従事者	199	144	38.2	3,167	2,805	12.9
F 保安職業従事者	14	16	▲ 12.5	349	281	24.2
G 農林漁業従事者	2	4	▲ 50.0	92	93	▲ 1.1
H 生産工程従事者	75	58	29.3	1,365	1,264	8.0
I 輸送・機械運転従事者	38	42	▲ 9.5	996	899	10.8
J 建設・採掘従事者	6	11	▲ 45.5	309	268	15.3
K 運搬・清掃・包装等従事者	169	133	27.1	3,363	2,800	20.1

3. 就職件数の推移

	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3
大阪東	499	359	349	296	344	248	298	363	291	290	269	305	485
大阪労働局	6,562	6,360	6,045	5,940	5,714	4,627	5,546	5,914	4,830	4,991	4,662	5,152	6,487

職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和8年3月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	14,889	7,587	1.96	102,156	96,218	1.06
01管理的職業	53	37	1.43	380	472	0.81
02研究・技術の職業	2,727	490	5.57	12,506	6,222	2.01
006開発技術者	222	31	7.16	1,289	602	2.14
007製造技術者	155	92	1.68	863	1,365	0.63
008建築・土木・測量技術者	1,049	59	17.78	4,065	789	5.15
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	824	182	4.53	3,859	2,180	1.77
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	173	419	0.41	801	4,279	0.19
017デザイナー	76	218	0.35	274	2,164	0.13
04医療・看護・保健の職業	909	248	3.67	8,838	3,759	2.35
023看護師、准看護師	503	104	4.84	4,067	1,758	2.31
024医療技術者	196	51	3.84	2,039	715	2.85
025栄養士、管理栄養士	30	15	2.00	1,055	283	3.73
028保健医療関係助手	81	22	3.68	827	317	2.61
05保育・教育の職業	302	114	2.65	2,432	1,448	1.68
029.031.032その他の保育・教育の職業	296	95	3.12	2,332	1,250	1.87
06事務的職業	1,702	2,504	0.68	9,391	28,220	0.33
033総務・人事・企画事務の職業	172	285	0.60	1,013	2,959	0.34
034一般事務・秘書・受付の職業	404	1,444	0.28	2,508	16,373	0.15
037医療・介護事務の職業	140	76	1.84	1,153	1,207	0.96
038会計事務の職業	271	215	1.26	1,040	2,389	0.44
040営業・販売関連事務の職業	284	171	1.66	1,460	1,857	0.79
07販売・営業の職業	2,645	491	5.39	10,796	6,465	1.67
045販売員	989	148	6.68	3,947	2,378	1.66
048営業の職業	1,576	317	4.97	6,403	3,795	1.69
08福祉・介護の職業	1,439	314	4.58	14,418	4,401	3.28
049福祉・介護の専門的職業	499	150	3.33	5,837	1,771	3.30
050施設介護の職業	656	147	4.46	6,477	2,445	2.65
051訪問介護の職業	284	17	16.71	2,104	185	11.37
09サービスの職業	1,325	437	3.03	10,543	5,172	2.04
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	91	72	1.26	2,932	739	3.97
055飲食調理の職業	412	127	3.24	4,146	1,755	2.36
056接客・給仕の職業	649	133	4.88	2,589	1,559	1.66
057居住施設・ビル等の管理の職業	79	47	1.68	366	544	0.67
10警備・保安の職業	538	40	13.45	3,056	716	4.27
12製造・修理・塗装・製図等の職業	828	341	2.43	8,456	5,344	1.58
071製品製造・加工処理工（金属製品）	158	59	2.68	2,289	1,147	2.00
072製品製造・加工処理工（食料品等）	46	29	1.59	553	475	1.16
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	203	75	2.71	1,305	954	1.37
074機械組立工	70	28	2.50	808	554	1.46
075機械整備・修理工	108	30	3.60	1,531	503	3.04
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	145	88	1.65	952	1,000	0.95
13配送・輸送・機械運転の職業	949	220	4.31	9,327	4,714	1.98
082配送・集荷の職業	128	72	1.78	1,448	1,548	0.94
083貨物自動車運転の職業	176	34	5.18	3,545	960	3.69
085乗用車運転の職業	390	51	7.65	2,326	810	2.87
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	162	28	5.79	762	559	1.36
14建設・土木・電気工事の職業	395	50	7.90	6,956	1,157	6.01
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	208	22	9.45	2,165	419	5.17
094電気・通信工事の職業	84	19	4.42	1,331	365	3.65
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	891	438	2.03	4,090	7,145	0.57
095荷役・運搬作業員	556	77	7.22	1,992	1,588	1.25
096清掃・洗浄作業員	144	105	1.37	842	1,289	0.65
（IT関連計）	1,687	621	2.72	8,370	7,023	1.19
（福祉関連計）	2,057	397	5.18	19,596	5,997	3.27
（介護関連小計）	1,373	257	5.34	13,694	3,689	3.71

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和8年3月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	8,934	3,943	2.27	62,799	58,357	1.08
01管理的職業	1	8	0.13	17	74	0.23
02研究・技術の職業	58	68	0.85	394	926	0.43
007製造技術者		19	0.00	55	243	0.23
008建築・土木・測量技術者	19	5	3.80	110	135	0.81
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	16	27	0.59	134	223	0.60
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	168	112	1.50	634	1,341	0.47
017デザイナー	45	48	0.94	205	556	0.37
04医療・看護・保健の職業	628	169	3.72	5,762	2,524	2.28
023看護師、准看護師	456	93	4.90	3,028	1,385	2.19
024医療技術者	72	13	5.54	1,136	297	3.82
028保健医療関係助手	48	21	2.29	793	259	3.06
05保育・教育の職業	316	70	4.51	2,869	1,272	2.26
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	120	22	5.45	699	365	1.92
029.031.032その他の保育・教育の職業	196	48	4.08	2,170	907	2.39
06事務的職業	1,134	1,095	1.04	6,584	13,844	0.48
034一般事務・秘書・受付の職業	284	710	0.40	2,239	8,873	0.25
037医療・介護事務の職業	112	46	2.43	1,063	768	1.38
038会計事務の職業	220	60	3.67	505	814	0.62
040営業・販売関連事務の職業	74	24	3.08	354	379	0.93
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	101	78	1.29	524	911	0.58
07販売・営業の職業	578	107	5.40	2,636	2,328	1.13
045販売員	538	83	6.48	2,350	1,980	1.19
048営業の職業	36	18	2.00	212	275	0.77
08福祉・介護の職業	1,271	171	7.43	12,586	2,798	4.50
049福祉・介護の専門的職業	202	70	2.89	2,538	932	2.72
050施設介護の職業	705	88	8.01	6,980	1,660	4.20
051訪問介護の職業	364	13	28.00	3,068	206	14.89
09サービスの職業	2,263	260	8.70	13,719	4,367	3.14
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	20	29	0.69	835	315	2.65
055飲食物調理の職業	1,147	95	12.07	9,385	1,921	4.89
056接客・給仕の職業	752	66	11.39	1,986	978	2.03
057居住施設・ビル等の管理の職業	279	46	6.07	774	742	1.04
10警備・保安の職業	341	21	16.24	2,828	550	5.14
12製造・修理・塗装・製図等の職業	200	84	2.38	2,074	1,617	1.28
071製品製造・加工処理工（金属製品）	12	11	1.09	227	214	1.06
072製品製造・加工処理工（食料品等）	68	12	5.67	590	317	1.86
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	62	24	2.58	667	423	1.58
074機械組立工	11	2	5.50	149	129	1.16
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	17	1	17.00	130	35	3.71
13配送・輸送・機械運転の職業	171	78	2.19	2,564	1,731	1.48
082配送・集荷の職業	44	31	1.42	532	541	0.98
083貨物自動車運転の職業	3	1	3.00	180	103	1.75
085乗用車運転の職業	99	18	5.50	1,300	642	2.02
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	12	9	1.33	123	135	0.91
14建設・土木・電気工事の職業	11	4	2.75	154	164	0.94
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	8	1	8.00	49	61	0.80
092土木の職業			--	53	35	1.51
094電気・通信工事の職業	3	2	1.50	26	54	0.48
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,774	693	2.56	9,817	12,063	0.81
095荷役・運搬作業員	84	54	1.56	933	990	0.94
096清掃・洗浄作業員	1,277	188	6.79	5,865	3,378	1.74
097包装作業員	218	52	4.19	684	710	0.96
098選別・ピッキング作業員	68	55	1.24	657	1,165	0.56
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	127	344	0.37	1,678	5,820	0.29
（IT関連計）	184	165	1.12	995	1,932	0.52
（福祉関連計）	1,777	255	6.97	16,509	4,125	4.00
（介護関連小計）	1,260	141	8.94	12,566	2,467	5.09

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和8年3月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	245,607	326,423	252,020	245,675	317,177	247,741
01管理的職業	268,083	324,167	360,000	345,238	451,439	326,835
02研究・技術の職業	290,897	495,889	281,250	270,687	442,467	284,555
006開発技術者	277,320	450,806	278,750	256,401	408,248	300,460
007製造技術者	272,684	430,332	258,571	253,660	382,308	246,738
008建築・土木・測量技術者	323,125	576,596	315,833	294,244	486,207	318,250
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	252,955	416,046	256,842	261,795	442,104	290,926
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	247,080	341,680	324,630	240,715	346,224	253,944
017デザイナー	238,602	322,202	243,793	233,063	319,638	236,586
04医療・看護・保健の職業	262,184	310,893	273,061	257,499	308,175	270,785
023看護師、准看護師	278,681	325,129	286,818	270,896	318,703	279,565
024医療技術者	250,595	307,243	290,769	259,244	321,246	270,500
025栄養士、管理栄養士	233,071	273,453	250,000	224,537	260,400	228,361
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	234,750	300,875	232,500	262,058	335,056	277,407
028保健医療関係助手	208,139	226,972	202,500	201,371	228,707	205,286
05保育・教育の職業	226,544	279,966	237,500	230,966	265,266	239,163
029.031.032その他の保育・教育の職業	226,945	282,114	247,500	232,339	267,133	241,866
06事務的職業	230,762	282,285	231,948	223,524	274,666	229,914
033総務・人事・企画事務の職業	229,512	297,762	257,941	231,697	290,998	270,302
034一般事務・秘書・受付の職業	209,921	243,160	222,577	211,758	250,360	217,324
037医療・介護事務の職業	240,449	261,737	206,000	211,368	246,994	210,271
038会計事務の職業	249,783	299,885	236,897	245,203	312,329	242,796
039生産関連事務の職業	220,893	263,193	273,333	219,717	282,450	254,186
040営業・販売関連事務の職業	226,799	292,442	249,412	224,776	281,705	244,132
07販売・営業の職業	239,117	310,993	290,000	244,733	326,611	275,190
045販売員	207,617	237,027	226,800	231,755	292,180	228,127
048営業の職業	252,071	353,904	315,469	248,465	341,254	300,698
08福祉・介護の職業	241,137	267,503	232,609	249,781	278,965	231,678
049福祉・介護の専門的職業	238,023	273,692	241,053	258,466	290,196	235,196
050施設介護の職業	235,776	257,512	226,364	242,592	270,465	227,710
051訪問介護の職業	260,200	277,296	228,000	239,222	262,927	243,750
09サービスの職業	224,167	266,943	238,028	244,415	302,640	240,574
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	231,411	298,861	229,375	254,295	332,899	229,528
055飲食調理の職業	234,923	289,662	260,526	243,715	287,599	249,209
056接客・給仕の職業	225,645	260,393	223,529	233,903	276,379	241,932
057居住施設・ビル等の管理の職業	202,941	220,527	231,111	205,816	224,705	209,032
10警備・保安の職業	214,728	229,073	210,000	211,157	230,295	211,824
11農林漁業の職業	237,628	357,814	210,000	227,773	295,267	236,610
12製造・修理・塗装・製図等の職業	227,979	302,523	232,222	228,097	310,029	243,122
071製品製造・加工処理工（金属製品）	229,976	292,468	250,000	227,907	313,565	250,812
072製品製造・加工処理工（食料品等）	240,695	294,071	205,000	226,632	291,372	226,118
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	211,141	260,529	231,250	215,765	281,193	234,800
074機械組立工	205,444	276,833	216,667	220,596	312,234	228,023
075機械整備・修理工	238,933	345,392	273,333	235,774	318,022	265,895
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	243,075	361,910	230,625	242,975	360,777	249,786
13配送・輸送・機械運転の職業	236,680	278,894	249,286	250,776	309,531	267,056
082配送・集荷の職業	236,538	272,178	246,429	240,195	286,425	258,239
083貨物自動車運転の職業	273,357	360,331	256,000	265,350	338,708	303,565
085乗用車運転の職業	236,786	250,422	256,429	238,492	273,367	258,935
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	223,491	263,173	240,000	236,881	294,617	259,375
14建設・土木・電気工事の職業	262,672	406,989	294,000	254,633	371,126	285,221
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	272,164	433,825	270,000	251,175	360,738	302,444
094電気・通信工事の職業	247,792	357,536	310,000	255,498	381,012	267,302
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	215,592	247,313	204,651	224,996	267,644	210,716
095荷役・運搬作業員	213,084	266,615	203,333	223,747	270,147	220,118
096清掃・洗浄作業員	220,192	235,245	228,333	227,130	266,165	203,846
（IT関連計）	257,436	408,833	252,800	258,006	414,809	264,644
（福祉関連計）	251,082	283,775	251,250	253,353	287,887	250,109
（介護関連小計）	241,074	266,549	231,282	247,475	276,238	230,271

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金の平均額（月額）です。（単位：円）

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和8年3月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	1,283	1,376	1,256	1,300	1,402	1,247
01 管理的職業	--	--	--	1,294	1,673	1,420
02 研究・技術の職業	1,757	2,453	1,371	1,440	1,890	1,547
008 建築・土木・測量技術者	1,930	2,882	--	1,585	2,332	1,542
009 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	--	--	1,308	1,261	1,500	1,536
03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,370	1,656	1,238	1,325	1,534	1,316
017 デザイナー	1,235	1,491	1,177	1,219	1,429	1,300
04 医療・看護・保健の職業	1,701	1,833	1,549	1,699	1,878	1,632
023 看護師、准看護師	1,755	1,841	1,733	1,713	1,868	1,666
024 医療技術者	1,678	1,903	1,450	1,765	2,000	1,693
028 保健医療関係助手	1,316	1,433	1,261	1,243	1,328	1,211
05 保育・教育の職業	1,380	1,789	1,469	1,345	1,509	1,344
030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,234	1,321	1,209	1,258	1,333	1,206
029.031.032 その他の保育・教育の職業	1,460	2,048	1,529	1,363	1,545	1,392
06 事務的職業	1,303	1,414	1,219	1,254	1,365	1,216
034 一般事務・秘書・受付の職業	1,287	1,334	1,218	1,241	1,325	1,207
037 医療・介護事務の職業	1,229	1,342	1,223	1,250	1,366	1,194
038 会計事務の職業	1,342	1,651	1,203	1,288	1,526	1,249
040 営業・販売関連事務の職業	1,312	1,510	1,360	1,255	1,416	1,259
043 コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,216	1,347	1,177	1,223	1,300	1,222
07 販売・営業の職業	1,177	1,230	1,236	1,265	1,433	1,209
045 販売員	1,177	1,202	1,203	1,260	1,425	1,195
048 営業の職業	1,450	1,657	1,367	1,339	1,573	1,308
08 福祉・介護の職業	1,313	1,419	1,222	1,329	1,458	1,242
049 福祉・介護の専門的職業	1,267	1,360	1,279	1,345	1,430	1,273
050 施設介護の職業	1,309	1,397	1,184	1,288	1,377	1,214
051 訪問介護の職業	1,354	1,504	1,300	1,418	1,711	1,318
09 サービスの職業	1,192	1,224	1,207	1,191	1,250	1,198
053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,192	1,476	1,204	1,230	1,466	1,253
055 飲食物調理の職業	1,177	1,211	1,193	1,177	1,215	1,189
056 接客・給仕の職業	1,177	1,262	1,230	1,187	1,268	1,204
057 居住施設・ビル等の管理の職業	1,212	1,213	1,218	1,221	1,228	1,190
10 警備・保安の職業	1,234	1,358	1,255	1,223	1,295	1,196
12 製造・修理・塗装・製図等の職業	1,257	1,441	1,177	1,220	1,321	1,284
071 製品製造・加工処理工（金属製品）	1,250	1,600	--	1,241	1,390	1,179
072 製品製造・加工処理工（食料品等）	1,194	1,203	1,177	1,203	1,262	1,212
073 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,268	1,442	1,200	1,205	1,299	1,195
074 機械組立工	1,247	1,247	1,200	1,215	1,264	1,235
078 製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,194	1,200	--	1,177	1,201	1,177
13 配送・輸送・機械運転の職業	1,247	1,357	1,223	1,272	1,345	1,212
082 配送・集荷の職業	1,282	1,543	1,241	1,274	1,400	1,209
083 貨物自動車運転の職業	--	--	1,177	1,413	1,510	1,262
085 乗用車運転の職業	1,242	1,325	1,177	1,223	1,281	1,201
089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,189	1,189	--	1,242	1,324	1,216
14 建設・土木・電気工事の職業	1,350	1,550	1,500	1,447	1,777	1,349
091 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	1,350	1,550	1,500	1,408	1,720	1,246
094 電気・通信工事の職業	--	--	--	1,250	1,250	2,000
15 運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,197	1,219	1,195	1,202	1,235	1,180
095 荷役・運搬作業員	1,177	1,197	1,186	1,219	1,296	1,180
096 清掃・洗浄作業員	1,193	1,207	1,193	1,203	1,228	1,188
097 包装作業員	1,177	1,257	1,303	1,177	1,234	1,196
098 選別・ピッキング作業員	1,210	1,324	1,177	1,187	1,245	1,185
099 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,243	1,271	1,177	1,200	1,243	1,177
（IT関連計）	1,229	1,500	1,185	1,245	1,434	1,384
（福祉関連計）	1,440	1,543	1,436	1,434	1,572	1,420
（介護関連小計）	1,310	1,418	1,199	1,326	1,455	1,234

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（時間額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（時間額）です。（単位：円）

中途採用者採用時賃金情報（令和8年1月～令和8年3月）

（単位：千円）

ハローワーク大阪東管内

		年齢計	19歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
			24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳		
計		287	218	245	272	291	298	313	315	319	312	280	241
職業別	管理的職業	374	173	220	294	289	380	424	491	471	503	350	256
	専門的・技術的職業	313	233	243	285	319	333	345	352	349	357	323	285
	事務的職業	297	279	240	267	305	305	334	320	342	353	292	268
	販売の職業	294	234	263	285	297	298	309	341	358	351	260	251
	サービスの職業	256	197	239	261	264	267	266	265	259	248	248	222
	保安の職業	231	—	233	242	248	281	241	267	241	232	209	180
	農林漁業の職業	296	—	—	213	—	—	—	—	—	226	—	450
	生産工程の職業	248	198	225	240	254	252	260	281	252	230	280	184
	輸送・機械運転の職業	241	—	231	235	227	250	248	254	254	226	227	212
	建設・採掘の職業	301	235	255	287	287	301	290	281	423	376	437	252
	運搬・清掃・包装等の職業	251	221	251	251	235	261	268	248	276	246	255	209
産業別	建設業	305	213	256	293	301	311	327	312	389	352	341	260
	製造業	304	216	236	269	298	307	335	364	366	399	291	258
	情報通信業	327	200	255	294	348	341	392	399	432	430	442	266
	運輸業，郵便業	245	252	231	249	238	243	266	244	268	228	234	216
	卸売業，小売業	295	213	246	267	286	302	320	350	352	337	297	248
	学術研究，専門・技術サービス業	288	293	257	273	298	302	333	291	294	263	310	261
	宿泊業，飲食サービス業	250	221	224	243	245	261	242	274	274	272	273	260
	生活関連サービス業，娯楽業	257	220	228	262	244	254	279	252	293	306	—	200
	教育，学習支援業	269	—	229	269	265	327	287	298	220	268	410	150
	医療，福祉	279	218	246	281	296	293	275	276	289	277	264	287
サービス業 （他に分類されないもの）	267	184	228	256	267	289	289	291	289	314	282	214	
事業所規模別	4人以下	268	240	235	255	274	285	285	284	266	285	263	214
	5～29人	282	205	241	268	280	278	301	302	321	323	296	251
	30～99人	285	225	242	264	286	296	304	317	316	325	297	237
	100～299人	287	205	258	282	284	296	312	313	326	281	268	206
	300～499人	292	196	222	268	305	300	311	348	306	368	237	311
	500～999人	306	239	258	278	319	338	345	352	396	373	299	293
	1000人以上	306	231	244	290	320	351	365	324	324	250	211	299

※1 3ヶ月ごとにおける「雇用保険被保険者資格取得届」の賃金欄のデータをとりとまとめたもの。
 ※2 雇用形態が常用であり、税込み額。毎月決まって支払われる各種手当（通勤手当等）を含む。パートタイマー、季節労働者、日雇労働者、派遣労働者、有期契約労働者は含まない。時間外手当、賞与など臨時の給与は含まない。
 ※3 平成23年6月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

中途採用者採用時賃金情報（令和8年1月～令和8年3月）

（単位：千円）

大阪労働局管内

		年齢計	19歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
			24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳		
計		278	214	236	264	281	292	301	309	304	305	276	231
職業別	管理的職業	366	219	238	276	303	397	383	433	430	454	410	313
	専門的・技術的職業	296	219	244	279	302	312	321	329	324	313	303	262
	事務的職業	296	223	234	261	291	305	325	338	344	394	305	248
	販売の職業	282	228	245	272	284	295	307	315	318	315	285	239
	サービスの職業	254	203	232	253	263	267	271	273	265	253	243	210
	保安の職業	216	185	225	241	250	242	230	243	226	224	206	184
	農林漁業の職業	227	—	221	230	234	205	320	211	184	223	145	347
	生産工程の職業	243	208	222	236	248	251	255	260	255	260	241	210
	輸送・機械運転の職業	270	242	252	266	270	282	279	283	279	266	257	238
	建設・採掘の職業	270	213	235	263	274	284	286	305	318	303	323	242
	運搬・清掃・包装等の職業	250	227	232	234	249	264	261	260	262	274	236	212
産業別	建設業	283	214	237	268	280	290	313	328	349	314	331	247
	製造業	296	214	229	257	281	302	329	349	349	402	293	228
	情報通信業	323	219	247	294	332	343	393	391	421	412	414	321
	運輸業，郵便業	261	219	238	252	259	275	268	274	270	269	249	239
	卸売業，小売業	280	212	235	262	280	290	302	317	316	317	297	248
	学術研究，専門・技術サービス業	289	229	238	273	300	313	325	335	325	318	294	262
	宿泊業，飲食サービス業	252	204	229	247	247	257	262	286	280	275	262	224
	生活関連サービス業，娯楽業	249	193	225	239	254	263	278	266	294	279	264	214
	教育，学習支援業	288	—	247	268	275	337	306	339	283	303	346	169
	医療，福祉	267	219	243	269	282	278	271	272	270	264	260	239
サービス業 （他に分類されないもの）	270	214	230	251	272	294	308	312	302	316	252	196	
事業所規模別	4人以下	265	223	236	253	269	271	281	281	281	285	273	236
	5～29人	268	215	235	258	270	273	280	294	291	289	276	223
	30～99人	273	214	236	258	277	285	290	295	296	297	281	235
	100～299人	279	213	243	269	279	293	299	306	308	292	277	239
	300～499人	278	187	228	265	285	297	297	316	299	307	257	233
	500～999人	295	223	248	278	298	313	327	328	317	347	311	246
	1000人以上	309	201	229	271	307	354	368	376	363	367	250	227

※1 3ヶ月ごとにおける「雇用保険被保険者資格取得届」の賃金欄のデータをとりとめたもの。
 ※2 雇用形態が常用であり、税込み額。毎月決まって支払われる各種手当（通勤手当等）を含む。パートタイマー、季節労働者、日雇労働者、派遣労働者、有期契約労働者は含まない。時間外手当、賞与など臨時の給与は含まない。
 ※3 平成23年6月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2026年3月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	0	3	0	9	TOEIC(600点～)	24	215	5	21
第三種電気主任技術者	7	93	8	140	日本語検定1級	34	234	0	9
1級電気工事施工管理技士	5	46	12	69	日本語検定3級	16	192	0	0
2級電気工事施工管理技士	0	25	15	91	日商簿記1級	15	125	0	11
一級建築士	11	101	73	579	日商簿記2級	166	1,802	31	208
二級建築士	11	165	52	345	日商簿記3級	203	2,096	72	365
1級建築施工管理技士	10	94	63	670	簿記能力検定(全経2級)	8	82	0	4
2級建築施工管理技士	4	60	43	334	運行管理者(貨物)	7	188	4	55
1級土木施工管理技士	9	117	159	523	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	5	75	2	18
2級土木施工管理技士	2	66	137	457	医療事務資格	28	322	10	78
1級造園施工管理技士	1	17	1	44	登録販売者(一般医薬品)	16	248	0	129
薬剤師	21	261	34	471	理容師	3	41	2	1,430
保健師	8	127	12	168	美容師	39	482	45	1,786
助産師	6	61	1	37	ネイリスト技能検定試験2級	5	39	0	26
看護師	124	1,688	623	4,513	ネイリスト技能検定試験3級	3	63	0	21
准看護師	30	430	303	2,430	調理師	87	1,207	218	2,091
臨床検査技師	5	103	10	94	警備員検定試験(1級)	0	0	18	19
理学療法士	10	103	90	944	警備員検定試験(2級)	0	3	19	20
作業療法士	6	54	74	856	大型自動車免許	44	1,049	41	1,316
歯科技工士	6	52	8	59	大型自動車第二種免許	27	430	4	313
歯科衛生士	21	255	35	361	普通自動車免許	1,996	31,305	103	2,421
診療放射線技師	6	60	5	62	普通自動車第二種免許	38	505	190	1,288
言語聴覚士	1	27	51	450	大型特殊自動車免許	8	181	0	48
管理栄養士	15	253	49	541	自動二輪車免許	51	831	7	199
栄養士	34	417	73	969	原動機付自転車免許	10	309	392	905
あん摩マッサージ指圧師	3	18	29	236	牽引免許	13	287	0	186
はり師	7	62	40	261	フォークリフト運転技能者	166	3,494	376	2,430
きゅう師	6	57	17	196	中型自動車免許	13	362	126	1,728
柔道整復師	10	77	42	223	中型自動車第二種免許	2	34	0	74
臨床心理士	0	21	16	86	8トン限定中型自動車免許	15	471	32	907
社会福祉士	18	269	208	1,159	危険物取扱者(乙種)	55	950	24	149
介護福祉士	103	1,716	639	8,570	危険物取扱者(丙種)	5	86	0	17
保育士	66	1,215	338	2,751	溶接技能者	1	32	0	19
ホームヘルパー1級	5	53	29	330	ガス溶接技能者	11	333	0	84
ホームヘルパー2級	73	1,229	386	3,398	アーク溶接技能者(基本級)	5	176	1	74
精神保健福祉士	7	91	88	525	二級自動車整備士	5	94	4	153
介護支援専門員(ケアマネージャー)	17	376	45	1,503	三級自動車整備士	2	62	4	141
介護職員基礎研修修了者	2	32	12	318	自動車検査員	2	31	0	15
福祉用具専門相談員	7	102	9	46	2級ボイラー技士	10	181	15	75
介護職員初任者研修修了者	65	993	885	8,960	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	4	113	3	33
介護職員実務者研修修了者	27	466	419	5,502	移動式クレーン運転士	7	184	3	109
税理士	1	13	3	28	小型移動式クレーン運転技能者	6	206	2	126
社会保険労務士	14	124	39	87	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	1	43	0	52
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	49	901	55	1,000	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	2	119	2	186
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	20	298	135	514	玉掛技能者	53	1,197	69	795
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	49	582	55	151	第一種電気工事士	11	157	17	344
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	70	817	82	395	第二種電気工事士	44	770	97	974
管理業務主任者	5	70	4	25	足場の組立て等作業主任者	2	43	2	99
実用英語技能検定2級	55	598	6	25	1級管工事施工管理技士	2	40	33	97
TOEIC(730点～)	66	483	0	4	2級管工事施工管理技士	0	17	26	129